

(その 157) 「病気・失職・生活保護取得・アパート入居」に寄り添い要望実現 (2018.10)

中瀬に住むKさんが父親が喉頭下咽頭ガンステージ4と診断され8月2日に手術をしたら声が出なくなり仕事を失い、障害3級となりました。

8月は有給休暇で何とかなるが9月から生活できなくなるので、生活保護の相談に福祉課に行ったが、親子4人の同居では収入が生活保護基準を超えるのでとダメだと断られた。と相談に見えました。

所長は「両親と、娘さん親子の世帯分離をしないと生活保護は受けられない」ということで、市役所に相談したら「母子家庭貸付制度を利用してアパートを借りたらどうでしょう」と教えられて、申請しお金を借りることが出来ました。

娘さん親子は中央プランナーにお願いし貝塚のアパートを安く借りることが出来9月2日に引っ越しました。

生活保護そして住まい

9月3日所長はKさんの奥さんと一緒に、福祉課に行き生活保護の申請をしました。その時中瀬のマンションの家賃が基準を超えているので、「生活保護受給が決定したらすぐに基準内家賃(6万4千円)以下のアパートを探してください」と言われました。

所長は貝塚のEさんから「入居者を探して」と頼まれていたことを思い出し、下見に行ったら日当たりがよくきれいなアパートでとても気に入ってもらい、娘さんの住まいも近く何かと便利なので予約をしました。

9月12日Kさんの奥さんから「生活保護の許可が下りました。Eさんのアパートに入りたいので伝えてください」と報告がありすぐに申し込みました。

アパート入居に必要な見積書をEさんが依頼している不動産さんに作成してもらい福祉事務所の転居許可も下り10月5日に引っ越すことになりました。

Kさんは「家族全員が相談センターのお世話になり要望を素早く実現して頂きとても助かりました。」と喜んでお礼に見えました。